

千葉市立海浜病院患者給食等業務公募型プロポーザル募集要項

1 目的

本要項は、千葉市立海浜病院における患者給食等業務を効率的かつ的確に推進するための委託業者（以下「受注者」という。）を選考するに当たり、必要な事項を定めることを目的とする。

2 実施業務

- （１）入院患者への給食提供
- （２）院内保育所入所者への給食提供
- （３）食堂の運営

3 実施方針

患者給食業務は、個々の患者の疾病治療に貢献する必要な至適栄養が考慮され、かつ患者満足度を向上させる食事を提供するとともに、安全で効率的な運営の確保を目的として実施する。また、院内保育所の入所者に安全且つ安心して良質な給食等を提供することで、児童の心身の成長・発達の助長を図る。さらに、院内の食堂を運営し、外来患者等に食事を提供することにより、患者の満足度向上を図る。

4 件名

千葉市立海浜病院患者給食等業務委託

5 委託場所

千葉市立海浜病院（千葉市美浜区磯辺 3－3 1－1）

6 委託期間

令和 7 年 4 月 1 日から令和 1 0 年 3 月 3 1 日まで

7 委託金額の上限（税込）

〔総額〕 5 6 5， 0 4 5， 0 0 0 円

〔年額〕 令和 7 年度： 1 8 4， 0 7 3， 0 0 0 円

令和 8 年度： 1 9 0， 4 8 6， 0 0 0 円

令和 9 年度： 1 9 0， 4 8 6， 0 0 0 円

委託金額には、業務運営準備費用等一切の業務運営経費を含むこととする。

8 業務概要

- （１）献立作成に関すること
- （２）食数管理に関すること
- （３）検食と保存食に関すること

- (4) 調理業務に関すること
- (5) 盛り付け作業に関すること
- (6) 配膳・下膳業務に関すること
- (7) 食器の洗浄、消毒および保管に関すること
- (8) 調乳業務に関すること
- (9) 調理機器および器具・容器の管理に関すること
- (10) 給食施設の管理に関すること
- (11) 厨芥処理に関すること
- (12) 食材の購入に関すること
- (13) 食材の検収・保管に関すること
- (14) 非常食の購入に関すること
- (15) 報告等
- (16) 院内保育所の給食に関すること
- (17) 食堂の運営に関すること

9 病院規模

(1) 病床数 293床

(2) 診療科 29科

内科、脳神経内科、呼吸器内科、消化器内科、循環器内科、
感染症内科、糖尿病・代謝内科、内分泌内科、小児科、
小児科（新生児）、小児外科、外科、消化器外科、乳腺外科、
整形外科、形成外科、脳神経外科、心臓血管外科、泌尿器科、産科、婦
人科、眼科、耳鼻いんこう科、リハビリテーション科、
放射線治療科、放射線診断科、麻酔科、病理診断科、救急科

(3) 延患者数

区 分	入 院	外 来
令和4年度	63,193 人	125,237 人
令和5年度	72,824 人	123,337 人

(4) 職員数 594人（令和6年4月1日時点）

10 選定方法

公募型プロポーザル方式により、提案内容を総合的に評価し、最も優れた提案を行った者を優先交渉権者（受注候補者）として選定する。

11 参加資格

この提案に参加する者は、次に掲げる要件を満たしていなければならない。

- (1) 令和6・7年度千葉市委託入札参加資格者名簿業種（大分類：「医療・医事・給食」、中分類：「病院給食」）に登録されている者であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者

で次の各号にも該当しない者であること。

ア 手形交換所による取引停止処分を受けてから２年間を経過しない者

イ 当該業務の業務提案書提出日前６か月以内に不渡手形又は不渡小切手を出した者

ウ 会社更生法（平成１４年法律第１５４号）の更生手続開始の申立てをした者で、同法に基づく裁判所からの更生手続開始決定がされていない者

エ 民事再生法（平成１１年法律第２２５号）の再生手続開始の申立てをした者で、同法に基づく裁判所からの再生計画認可決定がなされていない者

オ 千葉市物品等入札参加資格者指名停止措置要領（昭和６０年８月１日施行）に基づく指名停止措置等を提案書の提出日から事業者の決定日までの間に受けている者

（３）平成３１年度から令和５年度までに千葉県内において２５０床以上の病院で患者給食業務を履行した実績を有する者。

12 参加者資格確認申請

プロポーザルに参加を希望する者は、次のとおり参加者資格確認申請を行うこと。

（１）提出書類

ア 参加者資格確認申請書

イ 履行実績についての契約書の写し

（２）提出部数 １部

（３）提出方法 千葉市立海浜病院事務局へ持参又は郵送

（４）提出期限 令和６年１１月１日（金）午後４時まで

（５）参加者資格確認結果の通知

令和６年１１月７日（木）に確認結果を通知する。

なお、確認結果が「可」となった者（以下「参加者」という。）に対し、仕様書案等を開示する。

13 現場見学会の開催

現況の見学を希望する参加者を対象とし、次のとおり現場見学会を開催する。

（１）開催日時 令和６年１１月１４日（木）～１５日（金）

日時は、現場見学希望者数確定後に指定する。

（２）出席者 ４名以内

（３）申込方法 参加者資格確認申請書に希望の旨を記載し提出すること。

14 質問書の提出と回答方法

本プロポーザル等の内容に不明な点がある者は、次のとおり質問書を作成して電子メールにて提出し、電話にて必ず到着確認をすること。

（１）受付期間 令和６年１１月７日（木）～１８日（月）午後４時まで

（２）質問様式 参加者に対し参加者資格確認結果の通知と共に送付する。

（３）回答方法 令和６年１１月２２日（金）までに参加者全員に電子メールにて回答する。

15 提案書の提出

参加者は、次のとおり別添提案書作成要領に基づいて作成した提案書を提出すること。

なお、開示した仕様書案は、千葉市（以下「発注者」という。）が最低条件と考える業務内容を包括的に示したものであるため、委託金額上限の範囲内で、これ以上の内容を示した提案をすること。

- (1) 提出書類 別添提案書作成要領に定める。
- (2) 提出部数 12部（正本：1部、副本：11部〔複写可〕）
- (3) 提出方法 千葉市立海浜病院事務局へ持参又は郵送
- (4) 提出期限 令和6年11月29日（金）正午まで（必着）
- (5) その他

ア 提案書の内容に関し、確認又は説明を求められた場合は、それに応じる義務を有するものとする。また、提出された書類以外に選考に必要な書類の提出を求める場合がある。

イ 提案書の作成などプレゼンテーションへの参加に要する費用は、参加者の負担とする。

ウ 提出された書類は、選考を行うために必要な範囲内において複製を作成することがある。

エ 提出された書類は、千葉市情報公開条例等に基づき公開する場合がある。

オ 提出された書類は、返却しない。

カ 受託業務予算（概算見積書）の材料費については、以下の形態毎に1食分の単価を記載すること。

形態	予定食数（R7.4.1～R10.3.31）
食事（一般食・特別食）	365，727食
食事（流動食）	16，063食
食事（お祝い膳）	24，030食
食物経口負荷試験 検査食	1，632食
濃厚流動食（201kcal以上）	19，865食
濃厚流動食（200kcal以下）	3，735食
検食	6，108食
保存食	3，665食
調乳 101cc以上200cc以下	51，134本
調乳 100cc以下および201cc以上の端数	257，592本
特殊ミルク 101cc以上200cc以下	4，005本
特殊ミルク 100cc以下および201cc以上の端数	4，005本
術前調整食	4，005食
産後ケア食	6，008食
保育所給食 食事（昼食・夕食）	3，461食
保育所給食 おやつ	3，534食

16 プレゼンテーション及びヒアリングの実施

参加者は、次のとおり提案書の内容のプレゼンテーションを実施し、それに対しヒアリングを実施する。

(1) 開催日時

令和6年12月中旬〔予定〕

日時については、参加者数確定後に改めて連絡する。

(2) 開催場所 千葉市立海浜病院会議室

(3) 出席者 4名以内

ただし、業務を受注した場合の現場責任者（候補者）1名以上を必ず出席者に含めること。

(4) 実施方法

ア プレゼンテーションは、提出した提案書に基づき実施することとするが、プロジェクターの使用も可とする。プロジェクターは病院局で用意するが、パソコン等その他プレゼンテーションに必要な物は持参すること。

イ プレゼンテーション実施後、ヒアリングを行う。プレゼンテーション時間は15分以内とし、ヒアリングを含め1社あたり30分を持ち時間とする。

17 優先交渉権者（受注候補者）の選定

(1) 選定方法

ア 提案内容を総合的に評価し、最も高得点の者を優先交渉権者（受注候補者）とし、次に得点の高かった者を次点優先交渉権者とする。なお、同点の場合は、見積額の低い者を上位とし、見積額も同額の場合はくじ引きとする。

イ 応募者が1者の場合であっても評価を実施する。

ウ 得点が全体の5割に達しない者は、受注候補者とししない。

(2) 結果の通知

選考結果は、参加者全員に対し、令和6年12月下旬〔予定〕に通知する。

18 選定後の手続き

(1) 発注者と優先交渉権者は、提案内容等について協議したのち、仕様書案に提案・協議内容を加えた仕様書を作成し、見積書徴収を経て、委託契約を締結する。

(2) 前項の手続きが不成立の場合は、順次、次点優先交渉権者以下と協議等を行い、委託契約を締結する。

(3) 委託契約を締結し受注者となった場合、前の受注者との引継ぎに係る費用は受注者の負担とする。

19 その他

(1) 本選定手続きに係る費用は、全て参加者（応募者）の負担とする。

(2) 本選定手続きにおいて知り得た情報を第三者に漏らしてはならない。

20 担当事務部門及び連絡先

千葉県立海浜病院事務局総務班

住所：〒261-0012 千葉県美浜区磯辺 3-31-1

電話：043-277-7711（代） FAX：043-278-7482

受付時間：午前 9 時～午後 5 時

電子メール kaihinbyoin.MKH@city.chiba.lg.jp

《参考資料》

1 プロポーザル日程（予定）

（１）募集要項公表	令和６年１０月２１日（月）
（２）募集要項等の配布	令和６年１０月２１日（月）～１１月１日（金）
（３）参加資格確認申請受付	令和６年１０月２１日（月）～１１月１日（金）
（４）確認結果通知・仕様書案等の配布	令和６年１１月７日（木）
（５）現場見学会	令和６年１１月１４日（木）～１５日（金）
（６）仕様書案等に関する質問受付	令和６年１１月７日（木）～１８日（月）
（７）質問書への回答	令和６年１１月２２日（金）
（８）提案書の締切	令和６年１１月２９日（金）
（９）プレゼンテーションの実施	令和６年１２月中旬
（１０）選考結果通知	令和６年１２月下旬
（１１）運用開始	令和７年４月１日（火）

2 提案に関する留意点

本選定の目的は、提示した委託金額の範囲内で、患者の疾病治療への貢献及び患者満足度の向上に寄与するとともに、安全で効率的な運営を確保することである。この目的を達成するため、民間事業者の創意工夫やノウハウを十分に活用することを考えているため、委託金額上限の範囲内で、開示した仕様書案の記載事項を全て満たした上で、参加者の創意工夫やノウハウを十分に反映させた内容の提案をすること。

3 評価基準

開示した仕様書案の記載事項を全て満たす事を前提に、次表の項目により評価を行う。

【評価項目及び評価のポイント】

	評価項目	評価のポイント	合計
1	基本方針	基本的な運営方針	15
2	給食業務内容	献立作成方法	210
		調乳業務	
		保育所給食（おやつ含む）の提供	
		アレルギー対応	
		食堂運営	
		食数の管理	
		調理業務	
		盛り付け	
		配膳・下膳の取組み	
		食器の洗浄、消毒及び保管	
		給食施設の管理、清掃業務	
		ごみ処理	
		食材の確保	
		非常食の確保	
3	安全・衛生	安全衛生管理	30
		職員の健康管理および感染症罹患時の対応	
4	組織運営	連絡体制（平日、休日、夜間）	105
		職員の教育・研修	
		個人情報の保護等	
		患者の意見の反映	
		評価・改善の仕組み	
3	業務実施体制	人員配置計画	165
		経験	
		人材確保	
		事故の予防	
		インシデント対応	
		非常時の対応	
6	その他	自由提案	45
7	具体的な 献立作成	幼児食	30
		特別食	
		嚥下機能が低下した患者に対する食事	
		出産した患者に対する特別な食事	
合計			600